

県民提案・投票制度 ～信州みらいスイッチ～ 実施要綱

1 目的

長野県（以下「県」という。）の予算編成過程に、デジタルを活用して広く県民が県政に参加する機会を確保するとともに、県民の多様な視点やアイデアを県事業に反映させることを目的として、県民から事業提案を募り、県民による投票結果を受けて予算化を検討する制度（以下「本制度」という。）を試行的に実施する。

2 提案募集事業

（１）提案募集事業の要件

以下のア、イの要件をいずれも満たす事業とする

ア １事業の想定事業費が概ね 1,000 万円以内のもの

イ 単年度事業であるもの

なお、提案募集事業の分野・内容は限定せず自由提案とするが、県民が事業提案を着想するための参考として、県から予め複数の提案テーマを例示する。

（２）対象除外事業

次のアからシまでのいずれかに該当すると認められるものまたおそれがあるものは、提案募集事業から除外する。

ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

イ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

ウ 現金給付及びそれに類するもの、又は施設整備のみを目的とするもの

エ 法令及び公序良俗に反するもの

オ 事業実施が不可能なもの

カ 「３提案者」で定める提案者の要件を満たさない者が提案したもの

キ 「４提案方法」で定める提出方法によらずに提案されたもの

ク 提案書の記載内容が判読できないもの

ケ 効果の範囲が市町村単位以下の地域・特定の団体等に限定されるもの
及び国機関が実施すべきもの

コ 事業提案の実施後、その翌年度以降も県の費用負担が必然的に発生するもの

サ 既存事業又は過去に実施した事業と同一・類似の内容であると認められるもの

シ その他、県が実施する事業としてふさわしくないもの

3 提案者

(1) 提案者の要件

提案者となることができるのは、次のアからウのいずれかとし、個人においては年齢を問わない。ただし、3（2）に該当するものは除く。

ア 県内に居住する個人

イ 県内に事業所を有する法人又は団体等

ウ 県に強い関心を持ち、何らかの形で県に関わっている個人、法人又は団体等（関係人口）

(2) 提案者から除外する者

次のアからカまでのいずれかに該当する者は、提案者から除外する。

ア 長野県職員

イ 長野県議会議員

ウ 県内市町村及びそれに準ずる団体（市町村が出資する団体等）

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

オ 法令に違反し、又は法令違反の恐れのある不当な勧誘、寄附の強要その他、公共の利益又は県民の自由な意思形成を不当に害する行為を組織的に行っている団体又はその関係者

カ その他、本制度の趣旨に照らして不適當と認められる者

4 提案方法

提案者は、令和8年5月28日（木）～令和8年7月12日（日）までの間に、以下のいずれかによる方法で事業提案を提出するものとする。

ア 長野県公式ホームページに掲載する専用の応募フォームに必要事項を記入の上、長野県電子申請システムにて送信

イ 同システムによる提案が困難である場合、別紙「県民提案制度提案様式」に必要事項を記載の上、以下の提出先へ郵送またはメール（〆切日必着）で提出する。

【提出先】

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県企画振興部 広報・共創推進課 対話・共創推進係 担当（片瀬、宮本）

電話番号 026-235-7190 F A X 026-235-7026

メール kyoso@pref.nagano.lg.jp

5 選定方法等

(1) 第一次審査

提案のあった事業は、広報・共創推進課及び関係各課において、2 (2) 及び3 (2) に該当しないことを確認する。

(3) 第二次審査

第一次審査を通過した事業提案について、各部局は、下表で定める審査基準に基づき、項目ごとA～Eの5段階（A：非常に優良、B：優良、C：良、D：普通、E：可）で評価し、各評価にそれぞれの係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2）を乗じた点数の合計点を算出する。

本審査は、事業の完成度や精緻さを評価するものではなく、事業提案を県民投票に付す候補として、県が県民に提示することが適当であるかを選別することを目的とする。

なお、審査の過程で、提案内容に不明点がある場合は、県から提案者に連絡し確認する場合がある。

また、各部局による点数付け終了後、評価のばらつきが生じないように、広報・共創推進課において、部局間の評価水準を考慮した調整を行うことがある。

調整後の合計点をもとに、合計点が高いものから順に、県民投票に付する事業（以下「県民投票対象事業」という。）を選定する。

審査基準

NO	項目		評価の観点	配点
1	課題評価	公共性	- 県の関与に相応しい内容となっているか - 特定の個人・団体のみでなく、社会全体の共通利益に繋がるか	10 点
2		方向性	- 県の政策目標や社会的課題と関連性が認められるか - 県民の生活課題や要望を反映しているか - 地域の文化、地理、人口構成等の特性を踏まえた内容となっているか	20 点
3		緊急性	- 今取り組む合理的な理由があるか（時期を逸すると効果が減少する、県民の生命・生活に影響が及ぶおそれがある等） - ほかの課題と比較して、優先的に取り組む必要性があるか	10 点
4	アプローチ評価	効果性	- 実施した場合に、県民生活や地域社会に前向きな変化が期待できるか - 県内全域への波及や将来的な効果拡大の可能性はあるか - 想定される事業費に対し、見合った効果が期待できるか	20 点
5		実現可能性	- 提案内容が現実的に実施可能か（人的体制・運営体制など） - 成果や効果を具体的に測定・評価できるか - 事業費が1事業当たり1,000万円程度で執行できる見込みか	10 点
6		新規性	- 既存事業にはない新たな視点や工夫を有するものか - 従来にはなかった新しい手法やアプローチが提案されているか - 従来にはなかった新しい効果の創出が期待できるか	20 点
7		時代適応性	- 社会情勢（物価高騰、少子高齢化、脱炭素等）を的確に捉えているか - DXやAI等新たな技術を活用するなど、時代に即した手法が取り入れられているか	10 点

(3) 審査結果の公表

事業提案の審査状況は、下表により公表・非公表を決定するものとする。

提案事業		提案者	事業内容	合計点	得票数	公表時期
第一次審査による除外事業		非公表		—		—
第二次審査による除外事業		公表			—	R8. 9 月 (県民投票 実施後)
県民投票対 象事業	採択事業	公表				R9. 2 月 (当初予算案 公表時)
	予算化状況					
第二次審査除外事業・不採択 事業の他施策での活用状況		公表 ※第二次審査除外事業は得票数を除く				

6 県民投票の実施

第二次審査を経た事業提案について、次のとおり県民投票を実施する。

(1) 投票者の要件

長野県に居住する個人または県に強い関心を持ち、何らかの形で県に関わっている個人で、長野県公式 LINE に登録している者

(2) 投票者から除外する者

次のアからウまでのいずれかに該当すると認められるものは、投票者となることはできない。

- ア 長野県職員
- イ 長野県議会議員
- ウ 法人、団体

(3) 投票方法・回数

投票は、県が別に定める投票期間において、LINE ヤフー株式会社が提供する県公式 LINE 上の投票ページから電子投票により行う。

投票回数は、1 人当たり 1 回とし、3 事業まで投票することができる。

(4) 意見の募集

投票者は、投票と併せて、県民投票対象事業に対する意見を述べることができる。

(5) 禁止行為

県民投票対象事業の提案者は、投票期間が終了するまでの間において、次の行為を行ってはならない。

- (ア) 自らが提案者であることを公表すること。
 - (イ) 自らが提案した事業や特定の提案に対する投票を呼びかけること。
- なお、県民投票そのものを促す行為を妨げるものではない。

県は、上記の禁止行為が認められた場合、当該提案者による事業提案を県民投票対象事業から除外することができる。

7 県民投票結果及び採択事業の公表

(1) 採択事業の決定

県は、県民投票の結果を尊重し、獲得投票数が上位の5事業を優先して予算化の可否を検討するものとする。

その上で、寄せられた意見、実施体制その他必要な事項を総合的に勘案し、採択事業を決定する。

(2) 結果の公表

県は、投票締切後、速やかに、投票結果及び寄せられた意見を公表する。

また、当初予算案の公表時において、採択・非採択事業の一覧及び(1)の採択事業に基づく予算要求の状況を公表する。非採択事業及び「5(3)審査結果の公表」において投票対象から漏れた事業については、事業を所管する部局にて他の県施策等における活用の可否を検討することとし、その結果を併せて公表する。

(3) 提案の修正

採択事業は、提案の趣旨を踏まえた上で、必要に応じて県が修正・変更を行う場合がある。

8 議会の議決

本制度に基づく採択事業は、県による事業構築を経て、令和9年度当初予算案として長野県議会に提案し、審議を経て、その議決をもって実施を確定する。

9 その他留意事項

(1) 権利の帰属

本制度において提案されたものに係る権利は、全て県に帰属するものとする。

なお、事業提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する。

(2) 費用

事業提案及び投票に必要な通信費その他の揭示は提案者及び投票者の負担とする。

(3) 個人情報の取扱い

県は、本制度により取得及び保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他所要の規程に基づき、適切に処理する。

（４）違反行為に対する措置

本要綱その他関係法令の規定又は本制度の趣旨に反する行為があった場合、県は、当該事業の実施を見合わせるなど必要な措置を講じることができる。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月〇日から施行する。